

—— 特集 ——

災害と向き合うための弁護士実務

被災者支援における弁護士実務と他士業連携

弁護士

今田健太郎 Kentaro Imada

I はじめに

大規模な災害が発生した場合、近時では、弁護士などの専門職が、その職業的知見を活かしながら、復興支援のサポートをするという役割の重要性が認知されつつある。

この点、生命や身体、財産などの権利を擁護する職責を担う弁護士が、法律専門家として、複雑な公的支援の枠組みについて分かりやすく情報を提供することによって、被災者の方々の生活再建を後押しするとともに、より被災者支援に資する法令の改正や運用の改善について行政に要望をするといった、立法提言活動などを行っているのは、その典型的な一場面である。

この点、公的支援の制度については、災害関連法令によって規律されており、私法のみならず、あらゆる法令を扱う弁護士としては、法令の解釈という本来的業務の一環として、かかる役割を期待されているものといえる。

他方で、被災者の方々は、法的問題のみならず、「地震で損壊した自宅を修繕したいが、技術的に可能か」「境界が不明瞭になったが、どのようにして復元したらよいか」「砂防堰堤が建設されるとのことだが、安全性に問題はないのか」「入浴を介助してもらいたいが、どうしたらよいか」「フラッシュバックで精神的に参っている」といったように、実に多種多様な悩み

を抱えており、弁護士だけでは到底対応できないような分野が含まれているのも事実である。

こうした被災者の方々の不安を解消するためには、弁護士のみならず、税務、労務、登記、許認可等に精通した法律系の隣接士業との連携が不可欠であるほか、建築や土木といった技術系、さらには、福祉系専門職も加わった、士業連携による総合的な支援が極めて有効であると考える。

とりわけ、喫緊のテーマとして、一人ひとりの実情に応じて、その復興に寄り添う「災害ケースマネジメント」の実践が標榜される中、このたび、福祉サービスの拡充に向けた災害救助法等の改正がなされ、災害対策基本法においても、被災者援護協力団体の登録制度などの条文が新設された。

このような法改正の時流にも鑑み、今後、行政と被災者との対向的構造のみならず、我々専門士業団体は、両者の橋渡し役をする中間支援組織として、行政だけではアプローチしにくい被災者の方々の細かなニーズに添えていくという、新たな責務を担うべき立場であることを肝に銘じなければならない。